

省令

○総務省令第百二二号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令を定める。

総務大臣 武田 良太

令和二年十一月十九日

放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「電名番田又は呼称名」を削る。

別表第六の一号から別表第六の三号まで、別表第十二号から別表第十七号まで、別表第十九号から別表第二十一号の二まで、別表第二十一号の八から別表第二十二号まで、別表第二十四号から別表第二十六号まで、別表第三十一号、別表第三十二号、別表第三十五号、別表第三十六号、別表第三十八号から別表第四十六号まで、別表第五十号、別表第五十一号、別表第五十三号、別表第五十四号、別表第五十六号から別表第六十号まで及び別表第六十三号から別表第六十七号までの規定中「電名番田又は呼称名」を削る。

（一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部改正）

第二条 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令（平成二十三年総務省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一様式から別記第三様式までの規定中「電名番田又は呼称名」を削る。

附 則

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

○総務省令第百三三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十九日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業法施行規則等の一部改正

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第二、様式第五から様式第十七の四及び様式第十七の五から様式第二十三まで、様式第三十三から様式第三十八の三中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、「法人」を「法人」とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「国」を「国」とする。

様式第三十八の三の二から様式第三十八の三の五までの規定中「代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。国」を「国」とする。

様式第三十八の四、様式第三十八の五、様式第三十八の八、様式第三十八の九及び様式第三十八の十一から様式第三十八の十五までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「国」を「国」とする。

様式第三十八の十六中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。国」及び「国」を「国」とする。

様式第三十八の十七中「代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。国」及び「国」を「国」とする。

様式第三十八の十八から様式第三十八の二十までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「国」を「国」とする。

様式第三十九から様式第四十五までの規定中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「国」を「国」とする。

様式第四十六及び様式第四十七中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「国」を「国」とする。

様式第五十及び様式第五十一の二中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「国」を「国」とする。

様式第五十の三及び様式第五十二中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。」及び「国」を「国」とする。

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第二条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号様式中「白筆で記入したときは、押印を省略できる。法人」を「法人」とし、「記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。国」を「国」とする。

別表第八号様式中「氏名（白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とする。

別表第八号様式中「氏名（白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とする。

別表第八号様式中「氏名（白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とする。

別表第八号様式中「氏名（白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とする。

別表第八号様式中「氏名（白筆で記入したときは、押印を省略できる。）」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とし、「氏名」を「氏名」とする。